

## 目黒区地域福祉審議会条例

平成十二年三月  
目黒区条例第十六号

(設置)

**第一条** 目黒区における福祉に係る計画の重要な事項について総合的に検討し、施策の推進を図るため、区長の付属機関として目黒区地域福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

**第二条** 審議会は、区長の諮問に応じ、福祉に係る計画の改定その他の重要事項について審議し、答申する。

(組織)

**第三条** 審議会は、区長が委嘱する委員二十四人以内をもって組織する。

(委員の任期)

**第四条** 委員の任期は二年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(専門委員)

**第五条** 区長は、特に専門的知識を要する事項その他の特定の事項(以下「特定事項」という。)を審議させるため必要があると認めるときは、審議会に専門委員若干人を置くことができる。

2 専門委員は、特定事項の内容を勘案して適当と認められる者のうちから、区長が委嘱する。

3 専門委員は、当該特定事項に関する審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長及び副会長)

**第六条** 審議会に会長及び副会長各一人を置き、委員のうちから互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

**第七条** 審議会は、会長が招集する。

(定足数及び表決数)

**第八条** 審議会は、委員(特定事項について会議を開く場合にあっては、当該特定事項について委嘱された専門委員を含む。)の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員(特定事項について議決を行う場合にあっては、当該特定事項について委嘱された専門委員を含む。)の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(小委員会)

**第九条** 審議会は、審議会の円滑な運営を図るため、小委員会を置くことができる。

(委任)

**第十条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

(目黒区地域保健福祉協議会条例の廃止)

2 目黒区地域保健福祉協議会条例(昭和五十二年三月目黒区条例第十七号)は、廃止する。

# 目黒区地域福祉審議会条例施行規則

平成十二年三月  
目黒区規則第五十八号

(趣旨)

**第一条** この規則は、目黒区地域福祉審議会条例(平成十二年三月目黒区条例第十六号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

**第二条** 条例第三条に規定する委員は、次の各号に掲げる者につき委嘱する。

- 一 区議會議員 二人以内
- 二 保健医療関係者 三人以内
- 三 社会福祉関係者 四人以内
- 四 区内関係団体の構成員 六人以内
- 五 学識経験者 四人以内
- 六 区内に居住する者(前各号に掲げる者を除く。) 五人以内

(小委員会の設置)

**第三条** 目黒区地域福祉審議会(以下「審議会」という。)は、条例第九条の規定に基づき小委員会を置くときは、当該小委員会の名称及び付託事項を定めなければならない。

(小委員会の委員等)

**第四条** 小委員会の委員は、審議会の委員又は専門委員のうちから会長が指名する。

2 小委員会に委員長及び副委員長各一人を置き、当該小委員会に属する委員のうちから互選により定める。

3 委員長は、当該小委員会を招集し、主宰する。

4 副委員長は、当該委員長を補佐し、当該委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員長の報告義務)

**第五条** 委員長は、付託された事項の調査及び検討の経過及び結果を審議会に報告しなければならない。

(意見聴取)

**第六条** 会長は、必要があると認めるとときは、委員及び専門委員以外の者を審議会の会議に出席させ、説明を求め、又は意見を聞くことができる。

(庶務)

**第七条** 審議会の庶務は、健康福祉部健康福祉計画課が担当する。ただし、審議会に小委員会を置くときは、当該小委員会の庶務の担当は、別に定める。

(委任)

**第八条** この規則の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

(目黒区地域保健福祉協議会条例施行規則の廃止)

2 目黒区地域保健福祉協議会条例施行規則(昭和五十二年三月目黒区規則第二十号)は、廃止する。